

住民税の税率が変わります。

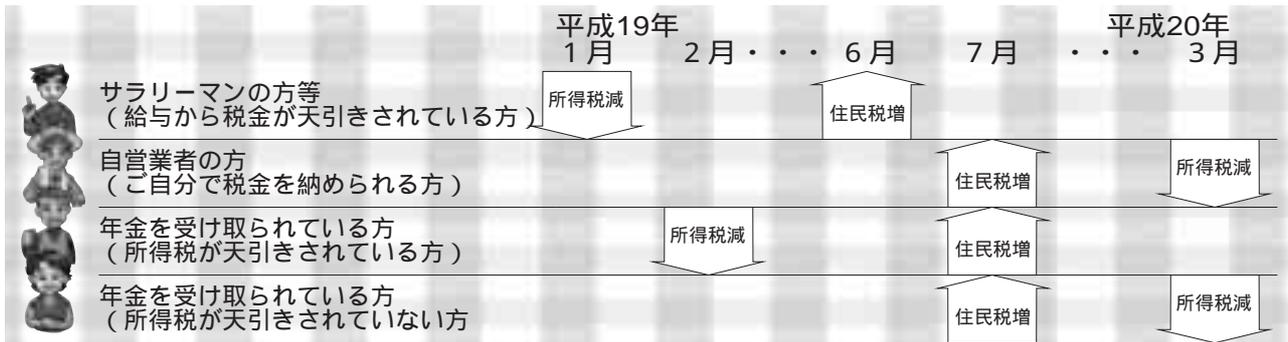
ほとんどの方は所得税が減り、そのぶん住民税が増えます

= 税源移譲が行われ、所得税と住民税の税率が変わります =

税源移譲とは、国から地方公共団体への補助金に代わる新たな財源として、これまで国が集めていた税金のうち一部分について、地方公共団体が集めることができるようにしたものです。この税源移譲により、国の所得税から地方の住民税へおよそ3兆円の税源が移されます。それに伴い、平成19年分所得税・平成19年度住民税の税率等が以下のように変更になります。

いつから変わるの？

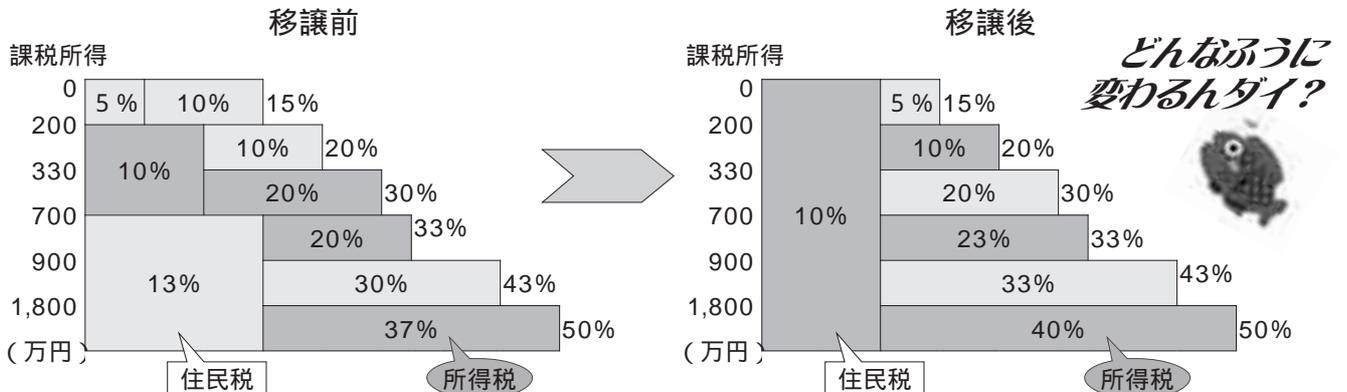
ほとんどの場合、給与所得者は平成19年1月から所得税の天引き分が減り、6月から住民税が増えます。自営業者は平成19年7月納付からの住民税が増え、平成20年3月の確定申告で所得税が減ります。また、年金受給者の場合、平成19年2月の給付分から所得税が下がり平成19年7月納付から住民税が上がります。



どのように変わるの？

下の図のように住民税は5%・10%・13%の3段階から10%に統一され、所得税は現在の4段階から6段階になります。

住民税と所得税を合わせた負担は基本的には変わりません。



<所得税の税率>

課税所得とは所得から各種の所得控除を引いた金額のことです。

課税所得金額	平成18年分まで		平成19年分から	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
195万円以下	5%		5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	0円	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	330,000円	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	30%	1,230,000円	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	30%	1,230,000円	33%	1,536,000円
1,800万円以上	37%	2,490,000円	40%	2,796,000円

<住民税の税率>

税額 = 課税所得金額 × 税率 - 速算控除額

課税所得金額	平成18年度まで				平成19年度から	
	町民税		道民税		町民税	道民税
	税率	速算控除額	税率	速算控除額	税率	税率
200万円以下	3%	0円	2%	0円	6%	4%
200万円を超え 700万円以下	8%	100,000円				
700万円を超える金額	10%	240,000円	3%	70,000円		

税額 = 課税所得金額 × 税率 - 速算控除額 (平成19年度からは速算控除額がありません)

調整控除が創設されます

税源移譲を行うにあたって、所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除の金額が小さくなっていることから、同じ所得金額でも住民税の課税所得金額（課税標準額）が大きくなります。よって、所得税と住民税の合計額が変わらないように、住民税所得割額から一定の額を控除する調整控除が創設されます。

区 分	調整控除額
課税所得金額が200万円以下の場合	次のア、イのいずれか少ない金額の5%（町民税3%、道民税2%）を控除 ア．人的控除額の差の合計額 イ．課税所得金額
課税所得金額が200万円を超える場合	{ 人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円) } の5%（町民税3%、道民税2%）を控除 この金額が2,500円未満の場合は、2,500円になります。

< 人的控除の差額 >

所得控除		所得税	住民税	差 額	所得控除		所得税	住民税	差 額
基礎控除		38万円	33万円	5万円	障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一 般	38万円	33万円	5万円	特 別	特 別	40万円	30万円	10万円
	老 人	48万円	38万円	10万円	一 般	一 般	27万円	26万円	1万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得が38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円	寡婦控除	特 別	35万円	30万円	5万円
					寡夫控除	特 別	27万円	26万円	1万円
	配偶者の合計所得が40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円	勤労学生控除	一 般	27万円	26万円	1万円
					扶養控除	一 般	38万円	33万円	5万円
特 定	63万円	45万円	18万円						
別居老人	48万円	38万円	10万円						
同居老人	58万円	45万円	13万円						

= 定率減税が廃止されます =

平成11年より景気対策として導入されてきた定率減税が廃止されます。所得税については平成19年1月徴収分から、住民税については平成19年6月徴収分からなくなります。



**所得税と住民税が
変わるんだソウ!**

< 所得税・住民税の所得割額における定率減税 >

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減税（12万5千円を限度）
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

65歳以上の非課税措置が廃止されます

年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方にかかる住民税の非課税措置が昨年から廃止されました。ただし、平成17年1月1日において65歳以上の方については19年度は経過措置があります。

< 平成17年1月1日において65歳以上（合計所得金額125万円以下）の方の経過措置 >

区 分	18年度	19年度	20年度
町民税	均等割:1,000円 所得割:3分の1課税	均等割:2,000円 所得割:3分の2課税	均等割:3,000円 所得割:全額課税
道民税	均等割:300円 所得割:3分の1課税	均等割:600円 所得割:3分の2課税	均等割:1,000円 所得割:全額課税
合計 (住民税)	均等割:1,300円 所得割:3分の1課税	均等割:2,600円 所得割:3分の2課税	均等割:4,000円 所得割:全額課税



▽問合せ先▽

住民課税務係 32-2421【内線132・133】